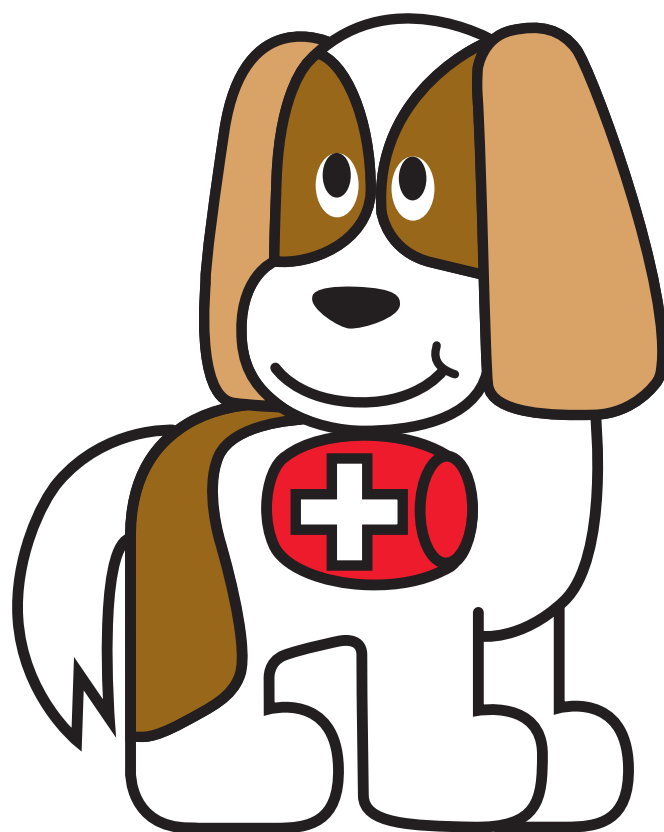


jiRO

ジロー

日本山岳救助機構会員制度 入会手続きガイド



個人・家族

日本山岳救助機構合同会社
Japan Rescue Organization LLC

日本山岳救助機構会員制度入会手続きガイド

(個人会員・家族会員のご入会)

このご案内では、個人お一人またはご家族単位での入会手続きをご案内いたします。団体会員(2名以上の山岳会など)につきましては別途ガイド「(団体会員のご入会)」をご覧ください。

お手数ですが下記の1、2、…の順に手続きをお進めください。よろしくお願い申し上げます。

1 日本山岳救助機構会員制度にご入会いただける方

- 1) 「日本山岳救助機構会員制度規則」「カバレッジ制度規約」「家族加入細則」などに同意いただける方。
なお、ご加入の際の年齢、所属山岳会、山行形態の制約はありません。
- 2) 事後分担金や翌年度以降の会費のお支払に利用可能な、金融機関口座をお持ちで口座振替可能な方
(対象金融機関は下段3の3)をご参照ください)。

2 下記の内容をご確認ください

- 1) 下記の必要書類などの有無をご確認ください。
 - ①入会申込書&預金口座振替依頼書(裏面家族会員明細書)
 - ②郵便払込取扱票(ゆうちょ銀行備付の汎用払込取扱票でも可)
- 2) 入会申込書&預金口座振替依頼書の作成には、金融機関口座の記入と金融機関届出印の捺印が必要です。
通帳を参照されて正確にご記載ください。
- 3) ご家族とご一緒に入会される場合、ご自身の口座を登録するご本人を「家族本会員」とします。その他のご家族の方は「家族会員」とし、家族割引の対象となります。
- 4) 2年目以降はお届けいただいた金融機関口座からの口座振替になります。2年目以降の会費+事後分担金が口座振替となります。当年度会員期間終了1ヶ月前に計算書をお送りしますので口座残高に不足が無いかにつきご確認ください。
- 5) 事後分担金の家族割引はありません。

3 ご入会手続 (ご記入は楷書で、フリガナもお忘れなくお願いいたします。)

- 1) 入会金および初年度会費のお支払
 - ・個人入会は合計4,000円+消費税を、郵便払込取扱票にご記入の、ゆうちょ銀行でお支払ください。
 - ・家族入会は、

家族本会員の方は	入会金2,000円+年会費2,000円	合計4,000円+消費税
家族会員(本会員以外)は	入会金1,500円+年会費1,500円	合計3,000円+消費税

家族全員分を合算してお支払ください。

・入会金、会費一覧表(消費税別途)

	入会金	会費	1人当り金額	税込
個人(家族本会員)	2,000円	2,000円	4,000円	4,400円
家族会員一人当たり	1,500円	1,500円	3,000円	3,300円

・計算例

ご本人とご家族2人の場合: 家族本会員4,000円+(家族会員3,000円×2人)=10,000円(消費税別途)

・ゆうちょ銀行備付の汎用払込取扱票でも払込可能です。サンプルの記入例の内容をご記入ください。

払込先名: jRO事務センター 口座番号: 00100-6-336413

(記入例)

払込取扱票									
口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。									
口座記号		口座番号(右詰め)		金額		備考		日付	
001006	336413	4400							
JRO事務センター									
日本山梨救済機構入会・初年度会費支払書									
会員種類：個人 1名									
193-0845									
八王子市初沢町5-X-XXX									
山野 行子									
(ご連絡先電話番号) XXX-XX-XXXX									
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) これより下部には何も記入しないでください。									

振替払込請求書受領証									
口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。									
口座記号		口座番号(右詰め)		金額		備考		日付	
001006	336413	4400							
JRO事務センター									
おなまえ 山野 行子									
(消費税込) 日 附 印									
料 金									
四									
備 考									

・ゆうちょ銀行から受領印を押した「受領証」またはATM利用の場合は「ご利用明細票」を受取ってください。
注：お振込みになった入会金・初年度会費(充当金を含む)、および継続会費等は事由の如何を問わず返金いたしません。

- 2) 入会申込書のご記入と「受領証」または「ご利用明細票」の貼付け
・左ページに入会申込書があります。個人および家族本会員の方はこの欄に記載漏れのないようご記入ください。
・家族入会の場合、家族を代表し金融機関口座を登録される方を家族本会員とします。本会員以外の家族会員は用紙裏面の「家族会員明細書」にご記入ください。
・「郵便振替控え貼付欄」に上記受領証またはご利用明細票(いずれもコピーでも可)をしっかりと糊付けしてください。
・念のため、必ずコピーを取り保管してください。
- 3) 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書のご記入と金融機関届出印の捺印
・上記用紙の右ページです。
・支店名、口座番号をお間違えのないようお願いいたします(通帳等をご参照のうえ、ご記入ください)。
・金融機関届出印はお間違えのないようご確認のうえ、鮮明にご捺印ください。
・金融機関届出印がサインの方は届出サインをお願いいたします。

【振替可能銀行】

都市銀行・地方銀行・第2地銀・全銀行、信用金庫・全金庫、外国銀行：シティバンク、信用組合：136組合、農協：852組合、
信託銀行：三菱UFJ信託・みずほ信託・中央三井信託・住友信託、その他：新生銀行、ジャパンネット銀行、セブン銀行、
商工中金、ゆうちょ銀行

- ・金融機関コード・支店コードはご存知ない場合は空欄で結構です。
 - ・金融機関届出印は下記事務センター経由で各金融機関に確認を取りますので、申込者ご自身で確認を取っていただく必要はありません。
- 4) 書類の送付
・入会申込書と預金口座振替依頼書の記載漏れ、捺印漏れ、計算ミスがないかどうかをご確認ください。
・入会申込書と預金口座振替依頼書は切り離さないでください。
・返信用封筒またはご自身で用意された封筒で下記へお送りください。

JRO事務センター

〒193-0832 東京都八王子市散田町3-11-11 関谷ビル105(有)セブンエー内

4 ご入会受付

- 1) 事務センター到着後、不備のある場合につきましてはご連絡いたしますのでご対応をお願いいたします。
- 2) 不備がない場合には、受付後1週間から10日程度で会員証を発送します。事務処理上の都合で会員証発送が遅れる場合がありますが、会員証が未着でも、入会金・会費などのお支払日(郵便払込を行った日)の午後6時から会員期間は開始されます。
- 3) ご不明の点はご遠慮なくJRO事務センターへお問合せください(平日午前10時～午後5時)。
事故発生の場合の、第一報も下記へお願いいたします。

TEL:042-669-5330 FAX:042-669-5331
e-mail:jro@e7a.jp

切り離さないで下さい！

jro 日本山岳救助機構 入会申込書(兼 預金口座振替申込書)

本紙及び右口座振替依頼書を作成のうえ、jro 事務センター宛ご返送下さい。

会 員 種 別	☐ 個人
	☐ 団体本会員 団体会員明細書(特典対象者リスト)を作成 本紙とともにご返送下さい
☐ 家族本会員 本紙裏面 家族会員明細書を作成 本紙とともにご返送下さい	

私は「会員規約・細則及び個人情報」の取扱いに関する重要事項1の内容を確認のうえ申込みます

郵便振替控え貼付欄

jro 入会手続完了には以下が必要です

- 入金金&年会費(初年度)支払い
 - 郵便振替下さい。
 - 郵便振替用紙の控え(受領証または明細票、コピー等でも可)を本欄に貼付または添付下さい。
 - お支払いが確認できない場合jroへは入会できません。

- 入会申込書&口座振替依頼書の送付
 - 切り離さないでください。
 - 事前の金融機関での確認は通常不要です。(本紙が複写式ではなく、また日本システム収納機を通じて確認が行われるため。)
 - 口座振替依頼書がない場合jroへは入会できません。

- 団体・家族の場合は上記にプラスして 3. 団体会員明細書・家族会員明細書(本紙裏面)の作成送付。

会費 対象金融機関情報は裏面参照
会員証発行は口座登録完了後となります。(必要書類と会費等の支払い確認後ではないため、時間がかかります。)

申込日	令和 年 月 日
フリガナ	
名前	(印)
生年 月 日	昭・平・19・20 年 月 日 才 男・女
！ 預金口座振替依頼書の作成に関して ！ → 格書で明確にご記入ください。 ✓ 口座届出印を忘れずに押印ください。 ✓ 金融機関コードが不明な場合は記入不要です。 ✓ 金融機関名、支店名、支店コードを記入ください。 ✓ 訂正には、二重線とお届出印で訂正印を押してください	
住所	〒
TEL	
FAX	
携帯	
e-mail	

個人情報の取り扱いについて

当機構は個人情報業務の維持・管理及びサービスのご提供・ご案内、当機構業務に関する情報提供、サービスの充実等の目的のために使用します。また、当機構は業務遂行のために、当申込書に記載の個人情報業務委託先および日本システム収納株式会社に提供します。なお、今後、個人情報に変更が生じた場合にも、上記に準じて取り扱います。

- 日本システム収納株式会社への提供目的
1. 口座振替等による集金代行業務、振込み等による送金代行業務、その他の事務代行業務
 2. 上記1. に関する運営管理、商品・サービスの提供
 3. 日本システム収納株式会社に関する各種商品・サービスのご提供・案内
 4. その他上記1〜3 に関連・付随する業務

取扱金融機関用

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(㉔・㉕)

私は、日本システム収納株式会社から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替(自動払込)によって支払うことにしたので、預金口座振替規定(ゆうちょう銀行を除く)を確認のうえ依頼します。

収納企業名 日本システム収納株式会社(NSS)

ゆうちょう銀行を除く金融機関をご利用の場合			
金融機関コード	銀行	支店コード	預金種別 どちらかに○印
	信用金庫 その他	本店 支店 出張所	口座番号 右つめ桁で記入下さい
フリガナ	金融機関 お届出印		
口座名義人			
振替日	法人の場合は必ず代表者を、肩書きをご記入下さい。 27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)		

ゆうちょう銀行をご利用の場合			
種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右つめ)の
1 6 6 3 0 1		0	
フリガナ	お届出印		
口座名義人			
払込日	27日(ただし非営業日の場合は翌営業日)		
払込先口座番号	00970-6-15938	払込先加入者名	日本システム収納株式会社

*ゆうちょう銀行をご利用の場合は、自動払込規定が適用されます。

預金口座振替規定(ゆうちょう銀行は除く)

- 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書記載金額を預金口座から引落のうえ、支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定に関わらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもいいわけではありません。この契約を解除するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相応の事由があるときは、特に届出をしない限り、金融機関はこの規約が終了したものと取り扱って差し支えありません。
- この預金口座振替について仮に紛議が生じても、金融機関の責による場合を除き、金融機関には迷惑を掛けません。

金融機関使用欄	
(不備返却事由)	捺印
1. 預金取引なし	印鑑
2. 記載事項等相違(店名・預金種目・口座番号・口座名義)	署名
3. 印鑑相違	受付
4. その他(備考)	印

団体名	日本山岳救助機構合同会社	団体コード	9 3 5 5 3 7
加入者番号		所属コード	

*加入者番号欄 所属コード欄には何も記入しないでください。

不備返送先: 日本システム収納株式会社 〒564-8523 吹田市江坂町 1-23-101 TEL: 06-6386-0823

日本山岳救助機構会員 家族会員明細書

(ご家族は2親等以内です)

団体会員については、別途団体会員明細書をご利用下さい。

種 別	フリガナ(必須) 氏 名	生年月日・性別	年 齢	入会金	会 費	合 計
家族本会員	入会申込書(裏面)記入の通り					
家族会員		昭／平／19／20 年 月 日 性別:男・女	歳			
		昭／平／19／20 年 月 日 性別:男・女	歳			
家族会員		昭／平／19／20 年 月 日 性別:男・女	歳			
		昭／平／19／20 年 月 日 性別:男・女	歳			
家族会員		昭／平／19／20 年 月 日 性別:男・女	歳			
		昭／平／19／20 年 月 日 性別:男・女	歳			
小 計						
総 計 (消費税込み)						

- 注： 1、事務センターからの連絡などはすべて家族本会員様あてに送付させていただきます。
- 2、家族本会員様が登録した口座より、全員分の事後分担当金・翌年会費などが通知後口座振替されます。
- 3、中途退会、中途入会はご自由です。ただし、退会の場合、既納の入会金・会費の返金はできません。
- 4、退会の場合も、会員期間の属する期間の事後分担当金のお支払が発生いたします(カラー/ベツで参照)。ご了承ください。

5、個人・家族入会金・会費一覧表 (消費税別) 送

	入会金	会費	1人当り金額	税込金額
個人・家族本会員	2,000円	2,000円	4,000円	4,400円
家族会員1人当り	1,500円	1,500円	3,000円	3,300円

日本山岳救助機構会員制度

重要事項説明書

日本山岳救助機構会員制度のご入会申込み前に必ずお読みください。ご入会申込みは、会員制度の内容及と、入会金・会費・事後分担金等のお支払についてご理解とご了解の上でお願い申し上げます。
あわせて日本山岳救助機構会員制度規則等もお読みください。なお、この説明書は会員制度概要説明と注意喚起情報によって構成されています。

1、日本山岳救助機構会員制度の概要

- ・この制度の趣旨にご賛同いただいた方を会員とする会員制度で、山仲間の相互扶助の精神に基づきます。
- ・会員の方は、日本国内において山岳遭難事故に遭遇した場合、会員の方が支払った捜索救助費用や臨時費用の実費補填を受けられます（いずれも限度があります）。
- ・会員の方は、入会金、会費のほか、1年間に支払った補填金総額を会員総数で割った金額を事後分担金としてお払いいただきます。
- ・事後分担金は、1年間に支払った補填金総額と会員数によりしますので、事前にはお知らせできません。
- ・会員期間は入会日から1年間です。
- ・継続会費、事後分担金はいずれも、入会時にお届けいただく金融機関口座から振替でお払いいただきます。
- ・途中退会や次年度継続されないことはご自由ですが、会員期間内の事後分担金は登録いただいた口座からの引き落としです。

1) 補てん対象となる捜索救助費用について

- ・日本国内の山岳遭難事故において、会員が支払った救助隊日当、交通費（へり代含む）宿泊費などの捜索救助費用の実費、及び臨時費用を総額550万円を上限として補てんします。
- ・臨時費用は親族等の現場駆けつけ費用、遺体搬送費、謝礼など（いずれも上限があります）。
- ・疾病による山岳遭難も補てんの対象です。ただし、既往症によるものは減額する場合があります。

2) 入会金、会費について

- ・入会金：初年度のみ 2,000円＋消費税（家族割引、団体割引があります）
- ・会費：年間 2,000円＋消費税（家族割引、団体割引があります）
- ・払込方法：初年度は原則として郵便払込です。事後分担金、継続会費は原則として予めお届けいただいた金融機関口座振替による払込です。

注：お振込みになった入会金・初年度会費（充当金を含む）、および継続会費等は事由の如何を問わず

返金

いたしません。

3) 事後分担金について

- ・事後分担金：毎年1月1日～12月31日（計算期間）に支払った補填金総額を、その期間の会員総数で除した（割った）金額です。計算期間後の事後に算出するため、あらかじめ確定いたしません。（過去の実績：2008年900円、2009年800円、2010年600円、2011年700円、2012年700円、2013年800円、2014年600円、2015年500円、2016年500円、2017年500円、2018年300円）
- ・事後分担金の払込時期：会員期間（1年間）の終了後です。途中退会の場合でも事後分担金のお払込をお願いいたします。
- ・事後分担金の払込方法：原則としてあらかじめお届けいただいた金融機関口座振替によるお払込です。

4) 入会手続および会員期間について

- ・入会手続：入会金・初年度会費の払込、入会申込書の提出、金融機関口座振替依頼書の提出が必要です。

- ・会員期間の始期：入会金・初年度会費の払込日の午後6時に遡ります。

- ・会員期間：1年間です。毎年継続できます。継続手続はその都度ご案内いたします。

5) 途中退会と次年度不継続について

- ・途中退会：会員期間中、所定の退会手続によりいつでも可能です。但し、会費等の払戻しはいたしません。また、事後分担金もお払いいただきます。
- ・次年度不継続：ご自由です。ただし、会員期間中の事後分担金のお払込はお願いいたします。

6) 補てん金をお支払できない場合について

- ・山岳遭難と見なせない場合や天候及び単なる疲労による日程の遅れなど。
- ・犯罪性のある事故など。故意や重大な過失による事故。
- ・捜索救助費用の対象費目としていないもの（詳しくはカバレージ制度規約参照）
- ・支払証憑（客観的に支払の事実が証明できる書類等）のないもの。

7) 二重遭難、共同遭難について

- ・二重遭難：補てん対象です。
- ・共同遭難：人数に按分して補てんいたします。

2、注意喚起情報

会員制度お申込みにあたって、お申込者の不利益になる事項など、特にご注意いただきたいことを記載いたします。

1) クーリングオフについて

本会員制度は、クーリングオフ制度の対象ではありません。

2) 会員期間の始期

会員資格の発効は入会手続の完了が条件ですが、手続が完了した場合、会員期間の始期（補てんの開始）は入会金・会費の払込日の午後6時に遡るものとします。

3) 会員の権利保護

この会員制度は、趣旨に賛同する会員による相互扶助制度です。保険や共済ではありませんので、保険契約者保護機構や保険業法による補償や保護の対象とはなりません。

4) 個人情報取り扱い扱い（プライバシーポリシー）

会員の個人情報、日本山岳救助機構合同会社および日本山岳救助機構事務センターが、会員制度運営に利用するほか、山岳遭難事故の防止活動、山岳遭難捜索救助活動に利用することがあります。それ以外については厳正に管理いたします。

5) 事故の通知と補てん金請求期限

- ・遭難事故に遭遇された場合：JRO事務センターにご連絡ください。
補てん金請求に必要な書式、手続をご案内いたします。
- ・補てん金請求期限：遭難発生から1年以内、かつ捜索救助費用、臨時費用の最終的なお支払から1ヶ月以内に
ご請求ください。